

定 例 監 査 結 果 報 告

1 監査の種別

定例監査

2 監査の対象

財 政 局（税務部，納税部）

健康福祉局（地域福祉部，障害福祉部，衛生研究所）

環 境 局

各区役所（上記部局に関連する事務事業に限る。）

3 監査の期間

平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 2 月 6 日まで

4 監査の範囲及び方法

今回の監査は，平成 30 年度に執行された事務事業のほか，必要に応じ，平成 30 年度以外の年度に執行された事務事業の一部について，関係書類を調査するとともに，担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の結果

事務事業については，一部に改善を必要とする事例が見られたが，おおむね適正に執行されていると認める。

改善を要する事例は，次のとおりである。

（改善を要する事例）

(1) 特定随意契約について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により福祉施設等を相手方として物品又は役務の調達に係る随意契約（特定随意契約）を行う場合には，仙台市契約規則に定める公表等の手続をするものとされている。

ところが，廃棄物企画課においては，缶・びん・ペットボトル等資源回収容器洗浄業務委託契約において，地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定を根拠として社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会と随意契約（特命）を行ったにもかかわらず，調達計画・発注予定案件の公表，契約締結結果の公表及び契約課への報告を行っていなかった。

また，家庭ごみ減量課においては，葛岡リサイクルプラザ受付・案内及び補修等業務委託契約並びに今泉リサイクルプラザ受付・案内及び補修等業務委託契約において，地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定を根拠として公益社団法人仙台市シルバー人材センターと随意契約（特命）を行ったにもかかわらず，調達計画・発注予定案件の公表，契約締結結果の公表及び契約課への報告を行っていなかった。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約（特定随意契約）を行う場合には、関係法令等に則り適正に処理する必要がある。特に、随意契約を行う場合には、「随意契約ガイドライン」を参照の上、十分に検討し処理する必要がある。

（環境局）

(2) 不適切な随意契約について

予定価格が 100 万円を超える委託契約については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできないものである。

ところが、施設課においては、予定価格が 100 万円を超える仙台市堆肥化センター製品等検査業務委託契約について、同施行令に定める要件に該当しないにもかかわらず随意契約を行っていた。

契約の締結に当たっては、関係法令等に則り、適正に処理する必要がある。

（環境局）